

避難行動支援時の気をつけたい 避難行動のポイント

昨今被災前の準備として注目されている「個別避難計画」や被災時のポイントなどについて、ケアマネジャーが利用者を守るために知っておくべき情報を、都市防災全般の研究者である廣井悠氏に詳説していただきます。

●避難行動支援と個別避難計画

気候変動などの影響により、豪雨災害等を中心とした災害現象は近い将来、頻発化・激甚化の一途を辿るといわれて久しい。そして、このような自然災害の犠牲者は高齢者などに集中していることも広く知られている^{*1}。特に「助けられる人」の数が激増し、「助ける人」の数が激減する少子高齢化時代が本格的に到来すると、この傾向はますます顕著なものとなるであろう。また在宅介護サービスが充実すれば、要支援者が施設だけではなく住みなれた地域で暮らし続けることが可能となるが、これは要支援者の災害リスクが高まることをも意味する。これに対し、彼らを守る対策として近年大きく注目されているのが「個別避難計画」である。これは2021年の災害対策基本法改正時に作成の努力義務が市町村に課せられたもので、一人ひとりの状況にあわせ、事前に避難行動要支援者（介護が必要な高齢者や障がい者、難病患者など）の避難計画を作り、備える対策である。個別避難計画はおおむね、次のステップによって作成される。

- ①自治体が避難行動要支援者の名簿を作成（自治体に連絡して要支援者自身で申請することも可）
- ②自治体が要支援者本人に名簿の登録と支援者（自治会・民生委員・福

祉関係者など）への情報公開について同意を確認

- ③同意が得られた場合、地域の支援者に情報を提供
- ④自治体や支援者、要支援者が話し合って個別避難計画を策定
- ⑤各人が計画書（図1）を管理

しかしながらこのような個別避難計画の作成は、全国的にも進捗が芳しくない。理由として、頻繁な名簿管理の必要性や同意の難しさなどに加え、防災の専門家と福祉の専門家が分断され、協力体制が確立されていない点が大いものと考えられる。そもそも災害リスクを正しく認識し、適切な避難行動を促すためにはある程度の知識が必要であることから、このような災害対策は防災の専門家による検討がこれまで一般的であった。しかしながら、個人の避難はともかく、多様な状況が想定される避難行動要支援者の支援は、平時から一人ひとりの見守りを行っているケアマネジャーや相談支援専門員のような福祉専門職の知識もまた必要であり、両専門家の協働が不可欠と考えられる。このため、個別避難計画の作成ステップにおける上記④（自治体や支援者、要支援者が話し合って個別避難計画を策定）のプロセスが非常に重要となる。現在では、「誰ひとり取り残さない防災」を掲げてケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉関係者と要支援者、地



執筆 ▶

廣井悠 ● 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授